

## 災害復旧事業費等の一括交付金化等を求める意見書

7月3日からの梅雨前線の活発な活動による豪雨は、九州北部地域に甚大な被害をもたらした。

中津市においても、かつて経験したことのない河川の氾濫等により、行方不明者1名、家屋の全壊、半壊、床上、床下浸水の被害や道路の崩壊、橋りょうの損壊、農地災害等の被害が多数発生し、国の激甚災害の指定、災害救助法の適用を受けた。

今回の豪雨災害による被災件数は膨大であり、被災した施設の災害復旧事業補助金の所管省庁や施設管理者ごとに査定、設計、工事が実施されるため、地方自治体において補助金の交付に要する事務が過大となり、自治体運営に支障を来している。

現状の補助金による支援では、各省庁により補助対象事業費がこと細かく定められることから、解体や撤去に係る費用など、省庁によってはかなりの経費が補助対象外となり、省庁の定める単価を超過した部分についても補助対象外となっている。

よって、国は、こうした被害の実態を直視し、早期の災害復旧、復興に向けて取り組んでいくことが必要不可欠であることから、次の事項について万全の対策を速やかに講じるよう強く要望する。

### 記

1. 事務手続き及び災害査定の簡略化、被災状況に応じた対象条件の緩和のため、道路、河川、港湾、漁港、農地など、行政分野ごとの被害額、被災者数、被害面積等を外形基準として国の支援額を算定し、各省庁分を一括して交付する制度を創出すること。
2. 交付金の使途についても、地方自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。なお、新たな交付金制度は、災害救助法が適用された市町村とこれを包含する都道府県をその交付対象自治体として規定すること。
3. 既存の法令等に定める災害復旧事業計画概要書及び各種申請書、実績報告に係る提出書類の大幅な簡略化、写真等による災害査定の簡略化、補助事業期間の延長等を行うこと。
4. 公共土木施設災害復旧事業をはじめとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国

庫補助に測量設計費等を対象に加えるなど、被災状況に応じ対象条件を緩和するとともに補助率を引き上げるなど、柔軟に対応し早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

大分県中津市議会